**細胞診専門医資格更新についてのお知らせ**

公益社団法人 日本臨床細胞学会

細胞診専門医会長　植田政嗣

細胞診専門医　各位

拝啓

新型コロナウイルスの終息がなかなか見えない中で、先生方におかれましては各方面でご心労の絶えない毎日かと拝察申し上げます。

さて、本年度から新専門医制度に準拠した更新規定が適用されます（2020年度は2015年度細胞診専門医資格認定試験合格者ならびに資格更新者が対象）。別添資料1をご参照ください。新制度では5年毎の資格更新となり、①診療実績の証明（最大10単位）、②専門医共通講習（最低5単位、最大10単位、このうち3単位は必修講習）、③診療領域別講習（最低20単位、最大45単位）、④学術業績・診療以外の活動実績（最大10単位）の4項目について5年間で合計50単位の取得が必要です。

　診療実績の証明につきましては、毎年の細胞診専門医としての活動届が必要で、年間経験症例数を自己申告（50症例で1単位、100症例で2単位 / 年間最大2単位）していただきます。細胞採取、細胞診断、治療、予後判定、病状説明など、細胞診施行症例に対して実際に何らかの医療行為を行った症例であれば全て申請できます。なお、5年間で経験した代表的症例30例（診療年月日、年齢、性別、細胞診断、診療施設名）を別途記載提出していただきます（30例に満たない場合も記載要）。以上につき虚偽の申請があった場合には厳正に対処させていただきます。

　前回の資格更新で保留判定となっていた場合には、5年後の資格更新の際60単位が必要です。上記①診療実績および④学術業績・診療以外の活動実績の合計単位が5単位以下の場合は、②専門医共通講習と③診療領域別講習で最大55単位まで取得しても60単位を満たすことができません。このような場合は、不足単位分のeラーニングによる補充を認めます。

2019年2月より、本会会員専用ページ（マイページ）からリンクするｅラーニング学習画面において、細胞診専門医共通および診療領域別講習のｅラーニング動画を無料で閲覧できるシステムが稼働し、ｅラーニングでの単位取得が可能となっております。更新に必要な50単位中、共通および診療領域別講習単位が重視されており、特に診療領域別講習単位は最低20単位必要、最大45単位まで取得可能となっています。

なお、本法人春期、秋期大会中の病理学会認定診療領域別講習受講単位は、細胞診専門医資格更新のための単位としては認めないことが、細胞診専門医委員会で議決されましたので、あわせてご報告いたします。

今年度の更新対象者ナンバーは、0684-0773、1102-1170、1387-1446、1647-1710、2029-2159、 2477-2577、2850-2961、3223-3325、8041-8045です。ご自身の単位取得履歴をいま一度ご確認いただき、不足分があればｅラーニングシステムのご活用をお願いいたします。

敬具